

御坊市中小企業信用保証料補給

御坊市では、中小企業者の経営安定と発展に資することを目的に、和歌山県信用保証協会の信用保証を受けた市内中小企業者の信用保証料の補給を実施しています。

今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、融資を受ける市内中小企業者の負担を軽減するため、現行の御坊市中小企業信用保証料補給の交付対象期間を「1年」から「3年」に広げるとともに、**和歌山県中小企業融資新型コロナウイルス感染症対応枠の融資で信用保証協会の保証料が全額免除とならなかった保証料についても補給対象**とすることとなりました。

新型コロナウイルス感染症対象枠の融資上限額を超えて融資を受けの際に利用を検討してください。



なお、申請方法などの詳細については、御坊市ホームページをご確認いただくか、御坊市商工振興課までお問い合わせください。

- ◇補給対象者 次の①・②の**いずれか**に該当すること
- ①御坊市内に本店を有する法人で、同一事業を1年以上継続して営んでいるもの
 - ②御坊市内に住民登録を有し、御坊市内の事業所で同一事業を1年以上継続して営んでいるもの
- ◇補給条件 次の①・②の**全て**に該当すること
- ①市税（法人にあっては法人及び代表者に係る市税）を完納していること
 - ②市が行う貸付金を滞納していないこと

◇対象融資

融資制度名	資金区分	枠	資金用途
和歌山県 中小企業融資	経営支援資金	一般	運転資金
		セーフティ	
		危機対応	
		新型コロナウイルス感染症対応（新規）	
小企業応援資金		一般	運転資金
		小口	
		特小	

- ◇補給金額 借入に伴い支払った信用保証料の3年分相当額（最大20万円）
- ※新型コロナウイルス感染症の影響によらない場合は1年分相当額
 - ※3年分相当額の補給は、令和2年12月31日保証申込受付かつ令和3年1月31日融資実行分までとする

◇申請・問い合わせ先 御坊市商工振興課 ☎0738-23-5531